

消防署からの重要なお知らせです

露店、屋台等で火気を使用する場合には 消火器の準備と事前の届出が必要となりました！

条例改正に至る背景

平成25年8月の京都府福知山市の花火大会事故を受け、祭礼、縁日、花火大会、展示会などの不特定多数の来場者等が集まるイベント等における防火対策を図ることから、火災予防条例が改正されました。



◆火災予防条例の改正概要と運用について◆

<どんな場合に消火器の準備が必要ですか？>

多数の人が集合する催しにおいて、対象火気器具を使用する場合に必要となります。迅速な初期消火作業と被害拡大の観点から消火する器具として、**消火器(業務用消火器)**が必要となるからです。



<どんな場合に事前の届出が必要ですか？>

不特定多数の人が集まる催しで、対象火気器具を使用する露店などを開設しようとする場合に必要です。届出は**開設の7日前までに提出**が必要です。

<誰が届出するの？>

原則は、対象火気器具等を使用して露店を開設する方となりますが、複数の露店等を開設する場合は個別の届出ではなく、各露店の出店状況を把握できる主催者が一括して届ける事もできます。

<対象火気器具とは？ 対象火気器具等の例>

火を使用する設備、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具をさします。



発電機



コンロ



グリドル



ホットプレート

<すべての催しに事前の届出が必要ですか？>

集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合で、近親者によるバーベキューや花見、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会、学校行事のように相互に面識のある者が参加する催しなどは対象外です。



<指定催しの指定について>

祭礼、縁日、花火大会その他多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するものは「指定催し」として指定されます。「指定催し」として指定を受けると、防火担当者の選任や火災予防の計画届の提出が必要となります。

詳しくは海部南部消防本部予防課にお問い合わせください。52-3143 (直通)